

奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院公募要項

1 公募の趣旨

奈良県（以下「県」という。）は、平成27年12月に施行された「アレルギー疾患対策基本法」や「アレルギー疾患医療提供体制のあり方に関する検討会報告書」（平成29年7月）及び「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日 厚生労働省健康局長通知）に基づき、アレルギー疾患対策を総合的に推進し、アレルギー疾患を有する方が、居住する地域に関わらず等しくその状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることを目的に、アレルギー疾患医療提供体制整備事業を推進しています。

このため、県では奈良県アレルギー疾患医療拠点病院と連携し、内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科にわたる幅広いアレルギー疾患の診療領域において、診断が困難な症例や、標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患患者の診療に関して、専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関を募集し、要件に適合する病院を指定、公表することを通じて、患者が状態に応じた適切な医療を受けられる体制の整備を進めていきます。

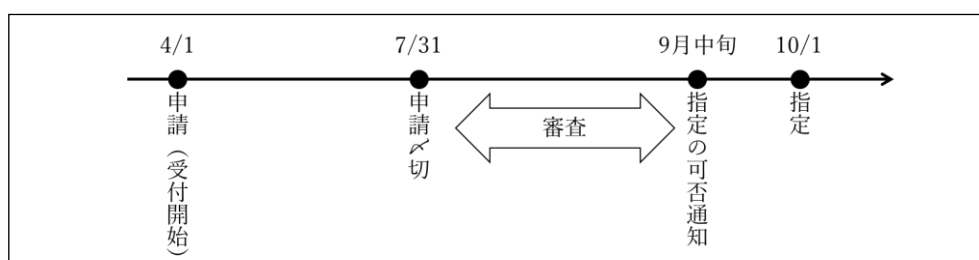
2 公募内容

県におけるアレルギー疾患医療提供体制の整備を進めるため、奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院（以下「支援病院」という。）を公募します。

※支援病院とは ----- 奈良県アレルギー疾患対策事業実施要綱第5条及び奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院選定基準（以下「選定基準」という。）1（1）の規定に適合し、専門的なアレルギー疾患医療を提供する病院。

3 指定までの流れ

申請から支援病院への指定までの流れは次のとおりです。



4 申請要件

申請時において以下の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 奈良県内に所在する医療機関であること。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院として開設許可を受けていること。
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関の指定を受けていること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、並びに地方税について滞納がないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

5 申請方法等

(1) 申請書類

- ・ 奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院指定申請書（第2号様式）
- ・ 医療提供体制報告書（第3号様式）

(2) 提出方法

下記(3)まで郵送にてご提出ください。

(3) 提出先

奈良県医療政策局
健康推進課 難病・医療支援係
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL：0742-27-8660

(4) 提出期限

令和8年7月31日（金曜日）午後5時まで ※必着

6 審査等

- (1) 事務局において、提出された申請書類の書類審査を行います。選定基準への適合が確認された病院について、外部有識者で構成される奈良県アレルギー疾患医療連絡協議会に報告し、意見を聴取した上で、支援病院として指定します。

- (2) 指定の可否は文書により通知します。

7 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) 申請者が申請要件を欠く場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、申請に当たり著しく信義に反する行為があった場合

8 その他の留意事項

- (1) 申請に要する費用は、申請者の負担となります。
- (2) 申請の際に提出された書類の返却はいたしません。
- (3) 支援病院の指定を受けた場合、県ホームページに病院名及び診療科名等の情報を掲載します。
- (4) その他、支援病院の指定に関し必要な事項は、奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院指定要領の定めによります。

9 問合せ先

奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課 難病・医療支援係 アレルギー疾患対策担当
電話：0742-27-8660